

陳 述 書

平成27年 9月 7日

参議院議員 山 本 太 郎 ㊟

この陳述書において、私は、私が本件訴訟を提起し、環太平洋戦略的経済連携協定（以下、「TPP」と言います。）に関して被告日本国政府が行っている交渉の差止め及びその違憲確認を求める理由について、次のとおり陳述します。

第1 TPPが日本国民に及ぼす損害

TPPが日本国民の生活に及ぼす深刻な影響とそれにより私たち国民がどのような損害を受けるのかについては、既に訴状において述べられています。また、それぞれの分野の具体的、詳細な損害状況については、原中勝征・前日本医師会会長や池住義憲・訴訟の会副代表がお話しされ、今後も本件訴訟の原告や専門家が、この法廷においてお話しされる予定と聞いております。

私も参議院議員として、TPP問題に関心を持って情報収集を行ってきました。要約すれば、TPPというのは、国民の生活よりも大資本による「自由な貿易」を優先する、およそ民主主義国家では許されない国家権力と大資本による国際的な談合・カルテルであると言わざるを得ないものです。

例えば、①農産品の関税率を大幅に引き下げて、我が国の安定的な食料供給を困難にしてしまうこと、②国民に安全な食品や製品を提供し、またこれらに関する適切な情報提供を行うための様々なルールを「非関税障壁」として破壊してしまうこと、③50年以上にわたって国民皆保険制度の下で発展してきた平等で安全な医療を、金儲けのための「ビジネス」に置き換えてしまうこと。TPPにこういった問題があることは、これまでも多くの方が指摘してきました。

これらはいずれも、日本国憲法で保障された、侵すことのできない国民ひとり

ひとりの永久の基本的人権にかかわるものであり、最大の尊重を必要とする、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利や健康で文化的な生活を営む権利にかかわるものです。本件訴訟の原告は、私も含め、本来、憲法より下位にある条約に関するT P P交渉によって私たちの人権が侵されていることを知り、私たち自身の権利を守るために、本件訴訟を提起しています。

第2 T P P交渉の異常な秘密性と国会の立法権侵害

被告日本国政府がT P P交渉を妥結させ、署名した場合、国会で承認を受ける必要があります。当然そこでは、何が合意されたのか、それにより我が国にどのような影響があり、国会がどのような国内法の改正を行わなければならないのか。そういったことも検討した上で、承認の是非について議論することが必要です。

裁判官は当然ご存知のことですが、T P Pは条約であり、条約は法律よりも上位にあります。国民を守るためのルールを定めた国内の法律がT P Pに違反すると指摘されたときには、法律を変更して国民を守ることを放棄しなければなりません。その意味で、T P Pの承認は、国会にとっては、今後自分たちが、幅広い分野にわたってどのような立法行為を行わなければならないのか、決定する行為でもあります。

しかし、T P Pは非常に長く、抽象的な文章で構成された条約とされています。一つ一つの条文について、その意味についての解釈の手がかりがなければ、自分たちに課せられる立法義務について明確に理解した上で承認するかどうか決定することは、国会にとって非常に困難であると言わざるを得ません。

ところが、T P P交渉では、交渉中に交渉内容が秘密にされているだけでなく、交渉が妥結した後も、4年間は、交渉過程で取り交わした文書などを秘密にする義務があるとされています。交渉過程文書は、条約の条文を解釈する際には、非常に重要なものであり、特に条約の本文が抽象的な書き方になっているときには、それがなければ意味が分からないことすらありうるものです。

こうした重要な情報を秘密にしたままで、内閣が国会に対して承認を求め、関連する国内法の改定の審議をすることは、国会の立法行為に関する白紙委任を求めることに等しいものです。これは国会を唯一の立法機関と定めている憲法41条に違反し、我が国の三権分立をないがしろにするものと言わざるを得ません。

第3 TPP交渉過程が既に日本の民主政治の基礎を傷つけていること

現在の被告日本国政府は、「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。」「TPPへの交渉参加に反対!」と大々的に宣伝して回り、選挙に勝った自民党が政権を運営しています。TPP交渉に反対するという公約を掲げながら、もっとも積極的に交渉を推進している現在の被告日本国政府は、もしTPPが日本国民に利益をもたらすものであるならば、交渉でどのようなことが話し合われているのか、何が決まっているのか、国民に情報を提供してその理解を得ることができるはずです。

それができずに交渉内容を秘密にし続けるのは、本件訴訟で指摘され、また多くの原告や専門家がこれから裁判官の前でお話しする、TPPのもたらす損害が、現実に存在しているからにはほかなりません。そればかりでなく、先ほどお話ししたように、被告日本国政府は、交渉が妥結した後も、承認を求める国会に対しても、交渉内容を秘密にしようというのですから、国民やその代表をだましてでも、米国を中心とする国際資本、大資本との談合を優先させようとしていると断じざるを得ないと思います。

民主政治の大前提にあるのは、政府が行っていることや政治課題に関する情報が国民に十分に提供され、その判断が可能な状態にあることです。仮にすべての情報を国民に広く知らせることが難しい場合にも、国民の代表である国会議員に情報が行き渡り、国会で議論できることが、議会制民主政治の基本条件です。

ところが、現在のTPP交渉に関する限り、この基本条件は守られていません。交渉に関する情報は、国民に知らされていないばかりでなく、国会議員に対してもすら秘密にされています。先ほど述べた秘密保持義務についても、根拠となる秘

密保持契約の開示請求を拒絶しながら、秘密保持義務があるので国会議員に対しても十分な説明を行うことができないと繰り返すばかりです。米国では連邦議員に対してT P Pの条文案が開示されていることと比較すると、日本の国会議員は目隠しをされているようなものです。

このような状況で国会がT P Pを承認したとしても、それは民主的な決定とはいえ、むしろかつてのドイツで可決された全権委任法と同様、議会制民主主義の自殺行為としか言えないと思います。

第4 裁判所に求めること

私は、参議院議員として、国民の権利を守るべき立場にあります。T P Pについてもその交渉内容を把握し、国民の権利が守られるように国会の中で議論する義務があります。

しかし、現在の被告日本国政府は、これまで述べてきたように、極端な秘密主義の下、国会を蚊帳の外において、国民の人権侵害を着々と進行させています。私は、このT P Pの異常な秘密性を前にして、国会が国民の権利を擁護することができないことに、忸怩たる思いを抱きながら、裁判所に対し、私たち国民の人権を保障していただくために、本件訴訟を提起しました。

裁判所におかれては、T P P交渉の異常性をご理解いただき、原告ひとりひとりの声に耳を傾けて、人権の最後の砦にふさわしい判決を下していただきたいとお願いいたします。

最後に、私がこれまで述べてきたT P Pの異常性は、我が国の統治機構のうち、国会だけに影響を及ぼすものではない、ということを指摘させていただきます。

T P Pには、海外投資家の投資による利益を保障するために、I S D S条項が設けられます。もし、T P P締約国から来た投資家が、日本の国内ルールによって利益を上げられないと考えた場合には、I S D S条項に従って、T P P違反に

よって損害を被ったと主張して、仲裁という形で訴えることができます。

I S D S 条項による仲裁の訴えは、法律やそれに基づく行政の行為だけがターゲットになるわけではありません。例えば、エクアドルでは、大規模な環境汚染を引き起こした米国企業に対して、最高裁判所が損害賠償命令を下したところ、その米国企業は、I S D S 条項に基づき、エクアドル政府を相手方として、最高裁判決の執行停止を求めて仲裁の訴えを起しました。

政府が裁判所の判決の執行を停止できないことは、三権分立原則を定めた近代国家では当然の常識です。それにもかかわらず、仲裁判断は、エクアドル政府には判決の執行を停止する義務があるというものでした。これが国家主権の侵害でなくして何なののでしょうか。

この一例でも、T P P が裁判所との関係でも危険な条約であることがお判りになると思います。我が国の司法権の将来のためにも、慎重かつ充実した審理をお願いいたします。

以上